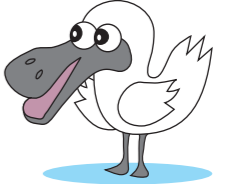


# 《事業系ごみ》正しい分け方・出し方



**事業系ごみの正しい処理と減量・資源化にご協力ください!**  
(分別されていないごみは、収集も自己搬入もできません。)

事業系ごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において事業者が処理責任を持つと定められております。



## 資源ごみ

燃やすごみの中で多くを占めるものに雑がみがあります。雑がみ類もきちんと分類すれば資源となります。

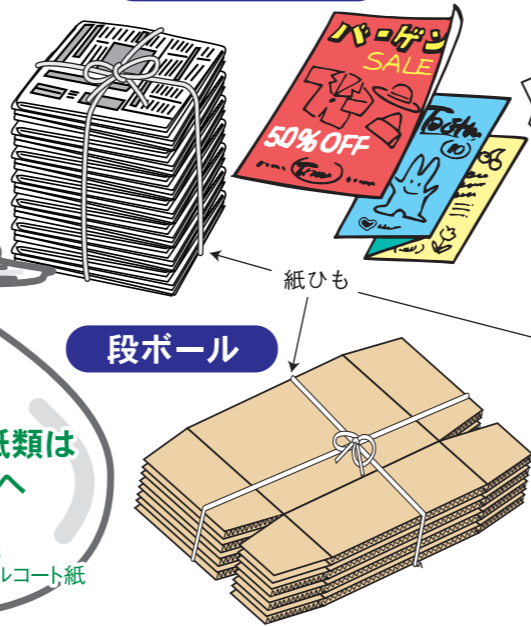


**同じ種類の紙ごとに分別して集めるのがポイント。**  
・大きさが名刺程度を超える紙は、ほとんどがリサイクル可能とされています。  
・できる限り同じ種類の紙ごとに分別して集めることにより、幅広くリサイクルされます。

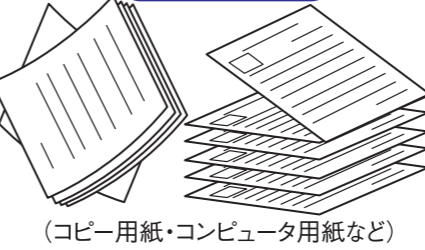
**資源化できない紙類はもやせるごみへ**

- 防水加工紙
- カーボン紙
- 紙テープ
- 写真
- 感熱紙
- ビニールコート紙

### 新聞・チラシ

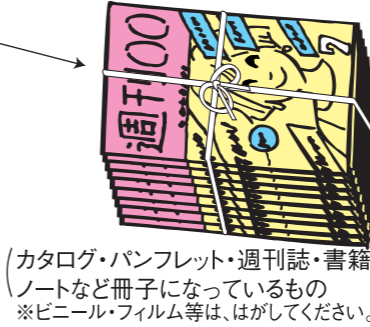


### OA用紙



(コピー用紙・コンピュータ用紙など)

### 雑誌



(カタログ・パンフレット・週刊誌・書籍ノートなど冊子になっているもの ※ビニール・フィルム等は、はがしてください。)

### かん

- ・軽く水洗いしましょう。
- ・スチール缶・アルミ缶に分別しましょう。



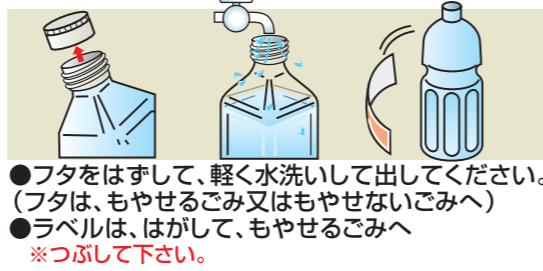
## ペットボトル、びんのキャップ・ラベルは必ずはずしてください。

**ペットボトル** (リサイクルに支障をきたしますので、ご協力をお願いします。)

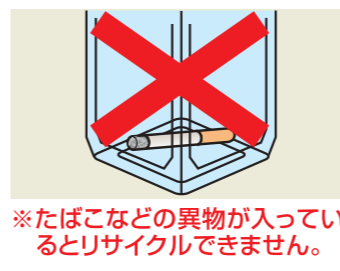
右のマークがあるものだけを出す。



※リサイクルするペットボトルには、ラベル部分やボトルの底にこのマークがついています。  
● △マークがない容器や食用油(ドレッシング、ソース)、洗剤、シャンプー、化粧品、医薬品などの容器は、もやせるごみへ



- フタをはずして、軽く水洗いして出してください。(フタは、もやせるごみ又はもやせないごみへ)
- ラベルは、はがして、もやせるごみへ ※つぶして下さい。



※タバコなどの異物が入っているとリサイクルできません。

### びん



無色びん

茶色びん

その他色びん

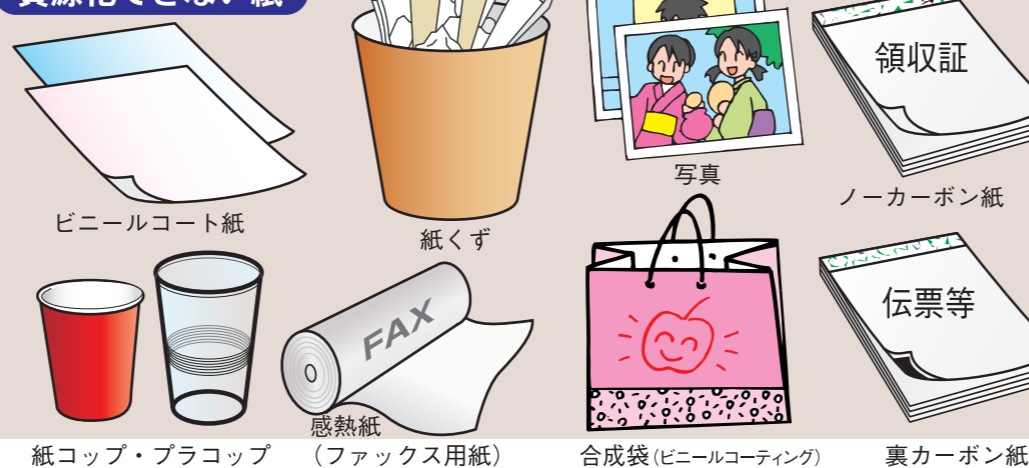
## もやせるごみ

### 生ごみ



※生ごみは、水切りをしてから出してください。

### 資源化できない紙



紙コップ・プラコップ (ファックス用紙) 写真 ノーカーボン紙 伝票等 裏カーボン紙 レジ袋・菓子袋

### プラスチック類



- 従業員の飲食によって排出されたものに限る。
- 事業活動に伴って排出されるプラスチック類は産業廃棄物になります。

## 袋は透明、半透明を使用してください。

### 許可業者との契約のポイント

- ・ 収集回数 1週間に何回収集してほしいのか。
- ・ 収集時間 何時頃収集してもらいたいのか。
- ・ 収集量 あらかじめ、だいたいの排出量を確認しておく。
- ・ 収集場所 排出場所を決めておく。
- ・ 見積もり 数社から見積もりを取る。
- ・ 契約 契約書を交わす。

### 注意! 事業系ごみは家庭のごみとして出すことはできません。

事業系ごみは事業者自らの責任で処理することになっており、家庭ごみとして出してはいけません。市が許可したごみ収集運搬許可業者に依頼するか、糸豊美化センターへ自己搬入して処理してください。

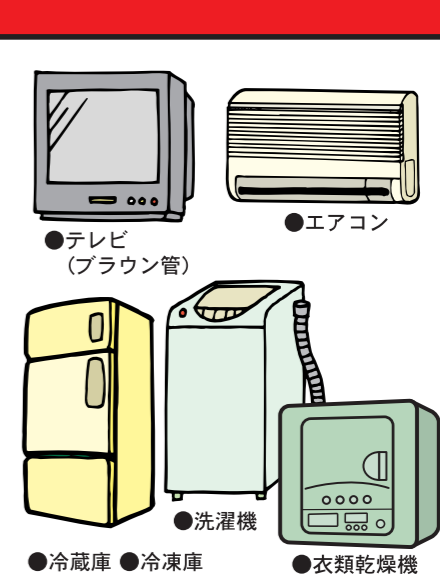
### 自己搬入について

**糸・豊環境美化センターへ直接持ち込み(自己搬入)もできます。(有料)**  
糸豊美化センターへ搬入できるごみは、燃やすごみのみです。分別して出してください。  
センターにて身分を証する書類(社員証など)の提示が必要となります。  
■搬入期間 毎日(正月を除く1/1~1/3)午前:8時30分~11時45分 午後:1時00分~5時  
■処理手数料がかかります。  
0~10kg:60円、10kg以上は10kg当たり60円(端数は四捨五入で処理し、10kg単位で計算)  
(持ち込む際は、指定ごみ袋・そだごみ処理券は必要ありません)  
※お問い合わせ 糸豊市環境美化センター ☎997-3078 豊見城市 生活環境課 ☎850-5520

● 産業廃棄物は、市では処理できません。産業廃棄物処理業者へ処理を依頼するか、または自ら産業廃棄物処理施設に搬入してください。  
事業活動に伴い排出される廃棄物のうち、法律で定められた21種類の廃棄物で、下記のようなものが産業廃棄物となります。 ※産業廃棄物に関するお問い合わせ:(社)沖縄県産業廃棄物協会 TEL098-878-9360

<b>燃え殻</b> (石炭がら、焼却炉の灰など)	<b>汚泥</b> (廃水処理及び製造工程において生ずる泥状物)	<b>廃油</b> (鉱油性油、動植物性油脂に係るすべてのもの)	<b>廃酸</b> (硫酸、塩酸、各種有機酸類などすべての酸性酸液)	<b>廃アルカリ</b> (ソーダ液、金属石けん液などすべてのアルカリ性液)	<b>廃プラスチック類</b> (合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど合成高分子化合物)	<b>ゴムくず</b> (天然ゴムくずなど)
<b>金属くず</b> (鉄を主成分とする金属材料、又は、非鉄金属など)	<b>ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</b>	<b>鉱さい</b> (高炉、転炉、電気炉の残渣など)	<b>がれき類</b> (コンクリート破片、アスファルト破片、レンガ破片など)	<b>ばいじん</b> (工場、排ガスを処理して発生したばいじん)	<b>産業廃棄物を処分するために処理したもの</b>	<b>輸入された廃棄物</b> (旅行廃棄物、携帯廃棄物を除く)
<b>紙くず (業種指定あり)</b> (出版業・新聞業・製本業・建設業などから排出されるもの)	<b>木くず (業種指定あり)</b> (木材製造業、家具製造業、建設業などから排出されるもの)	<b>繊維くず (業種指定あり)</b> (繊維工業、建設業などから排出されるもの)	<b>動植物性残さ (業種指定あり)</b> (食糧製品製造業、医薬品製造業、原料として使用した動植物に係る不要物)	<b>動物系固形不要物 (業種指定あり)</b> (解体処理又は、と殺された際に排出されるもの)	<b>動物のふん尿 (業種指定あり)</b> (畜産業から排出されるもの)	<b>動物の死体(業種指定あり)</b> (畜産業から排出されるもの)

**家電リサイクル法により、テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機は販売店に引き取ってもらってください。(有料)**



### 事業系ごみ収集運搬業者 (許可業者)

許可番号	氏名・名称	電話番号
4	(同) 新明興産	080-8580-1312
5	(同) Mac Crew	080-8951-1566
12	(資) とみしろ環境	098-953-3615
22	平田 実男	098-856-4688
54	(株) 心し産業	098-851-1122

### リサイクル業者

資源化物収集についてのお問い合わせ先

名称	所在地	電話	取扱い品目
(株)グリーンエコロジーサービス	豊見城市字与根489-2	098-840-5600	刈り草及び剪定枝・木材
(有)とみしろ建材	豊見城市高安558-8	098-850-6482	廃プラスチック類・紙くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類
(株)ふじ産業	豊見城市字豊崎3-23	098-851-1122	古紙収集(ダンボール・古紙・新聞紙・雑誌類)、(缶類・びん類・ペットボトル)

※上記以外の資源回収業者もあります。電話帳でご確認ください。

ごみに関するお問い合わせ 豊見城市役所 生活環境課 TEL.(098) 850-5520まで



平成25年3月作成